

平成22年第3回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成22年9月 3日

閉 会 平成22年9月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月9日）

出席議員 7名

1番	久慈省悟君	2番	藤田修一君
3番	木村修君	4番	山舘清剛君
5番	青木倉元君	7番	坂本豊君
8番	久慈隆一君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古川正隆君
教 育 長	八戸良幸君
会 計 管 理 者	木村春美君
総 務 課 長	八戸純一君
税 務 課 長	坂本勲君
住 民 課 長	青木昭信君
健 康 福 祉 課 長	浜田亮君
産 業 振 興 課 長	工藤正人君
建 設 課 長	柿崎信人君
教 育 課 長	坂本勝教君
ふれあいセンター 事 務 局 長	芳賀作君
代 表 監 査 委 員	武井昭夫君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局長 川崎清春君
議会事務局主幹 中川悟君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3番 木村修君
4番 山舘清剛君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第33号 平成21年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 2 議案第34号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 3 議案第35号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 4 議案第36号 平成21年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 5 議案第37号 平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 6 議案第38号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 7 議案第39号 平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 8 議案第40号 平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 9 議案第41号 平成22年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）案
- 第10 議案第42号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 第11 議案第43号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- 第12 議案第44号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第13 議案第45号 平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）案

案

- 第 1 4 発議案第 5 号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書案
- 第 1 5 発議案第 6 号 免税軽油制度の継続を求める意見書案
- 第 1 6 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時40分 開会

○議長（久慈隆一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第33号 平成21年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求め
めるの件

日程第2 議案第34号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入
歳出決算認定を求めめるの件

日程第3 議案第35号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第4 議案第36号 平成21年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算
認定を求めめるの件

日程第5 議案第37号 平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第6 議案第38号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定を求めめるの件

日程第7 議案第39号 平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第8 議案第40号 平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定を求めめるの件

○議長（久慈隆一君） 日程第1、議案第33号平成21年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めめるの件から日程第8、議案第40号平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めめるの件までの8案を一括議題とします。

この8案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。

○決算審査委員会委員長（木村 修君） 決算特別委員会の審査の結果について報告します。

去る9月3日、平成22年第3回定例会の初日に付託された議案第33号から議案第40号までの平成21年度各会計決算8案について、9月3日・7日の2日間にわたり審査した

ところ、採決の結果、平成21年度蓬田村一般会計歳入歳出決算ほか7案は多数をもって認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

○議長（久慈隆一君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。ないようですから討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第33号平成21年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第34号平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第35号平成21年度蓬田村国民健康保特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第36号平成21年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長の報告のとおり認定することに決定いた

しました。

次に、議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

○議長(久慈隆一君) 起立多数です。よって、議案第37号平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

○議長(久慈隆一君) 起立多数です。よって、議案第38号平成21年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○議長(久慈隆一君) 起立全員です。よって、議案第39号平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第40号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

○議長(久慈隆一君) 起立多数です。よって、議案第40号平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9 議案第41号 平成22年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）案

○議長（久慈隆一君） 日程第9、議案第41号平成22年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第41号、平成22年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）につきまして、今回補正計上しておりますその内容につきましてご説明いたします。

まず、総務課関係からご説明いたします。

歳入でございます。7ページをお開きください。20款村債、臨時財政対策債7,668万4,000円を計上してございます。これにつきましては、今年度借り入れ可能額が1億4,668万4,000円に決まりましたので、今回その差額分として7,668万4,000円を計上したものでございます。

次に歳出でございます。8ページをお開きください。2款総務費、総務管理費、4目財産管理費11節需用費の中の修繕料に328万円を計上してございます。これにつきましては、庁舎内の暖房の煙突がですね、穴があいたりして、いつ倒れるかわからない状況でありますので、その修理費と、あとオイルタンクが凍結してですね、どうしても油の流れが悪くなりますので、それを保温する措置をするための経費などを見込んでおります。次に14節使用料及び賃借料15万1,000円を計上してございますけれども、これにつきましては、職員のパソコンのリース料でございます。

次に14目25節積立金に蓬田村公共用施設整備基金積立金として5,110万円を計上してございます。これにつきましては、来年度から建築、建設が始まります公営住宅の財源として充てるために積み立てするものでございます。この原資は先ほどご説明いたしました臨時財政対策債7,668万4,000円のうち5,110万円を積み立てしまして、残りの2,558万4,000円は今回の補正の財源に充てたものでございます。

次に9ページの3款民生費3目防犯対策費、需用費、修繕料として19万5,000円計上してございます。これにつきましては、防犯灯の修理費でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 次に税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 8ページをお開き願います。2款総務費2項徴税费2の賦課徴收費の13節委託料になります。315万9,000円を計上しております。内訳としては、固定資産税の評価替における標準宅地鑑定業務委託料132万円を見込んでおります。これ

については、平成24年度固定資産税の評価替えに伴う事前の準備ということで不動産鑑定士等による評価鑑定の作業委託料になります。続きまして、国税連携ASPサービス業務委託料183万9,000円を計上しております。これについては、平成23年、来年の1月からの所得税の確定申告のデータを電子的送付、やり取り、村と税務署のやり取りを今まで紙ベースでやっていたものを電子化でL G W A Nを使用しながら送付するやり取りのソフト開発に伴う委託料になります。

続きまして14の使用料及び賃借料8万9,000円、これは先ほど申しあげましたASPサービス料の月当たり2万9,400円の3カ月を見ております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 次に健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 9ページをお願いします。9ページの衛生費、保健衛生費、3目環境衛生費の役務費です。粗大ごみ改修事業一般廃棄物運搬費165万円、同じく家電製品運搬費137万5,000円、合わせて302万5,000円を見ております。これは長年ため込んで処分に困っている一般家庭から出る粗大ごみ等を村で許可している業者に処分場まで運搬させる事業の経費として見込んでおります。

それから、次に7目です。7目の備品購入費、これは保健指導車購入費の減の57万6,000円です。これは入札減によるものです。以上です。

○議長（久慈隆一君） 次にふれあいセンター事務局長。

○ふれあいセンター事務局長（芳賀 作君） 10ページをお願いします。一番上、4款1項9目ふれあいセンター費、19負担金補助及び交付金として蓬田村ふれあいセンター燃料費と助成金として877万円を計上してございます。内訳として、重油代の補てんとして361万、運営費助成として516万7,000円であります。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 次に産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 7ページ、歳入の方お願いいたします。14款県支出金2項県補助金3目の農林水産業費県補助金、節区分の1農業費補助金でございます。経営体育成対策事業費補助金161万3,000円を見込んでおります。

続いて、歳出関係ありますので10ページお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費3目の農業振興費、節区分の19負担金補助及び交付金でございます。この中の経営体育成対策事業費補助金161万3,000円、これはですね、トラクターですね。農機具、トラクター購入に伴う自己負担分があるわけですからそれを補助するというところでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 11ページお開き願います。真ん中辺の8款2項1目7節の賃金、11節の需用費、14節の使用料及び賃借料につきましては、緊急雇用対策事業関係の予算の組み替えであります。15節工事請負費の150万円につきましては、高根地区、瀬辺地区及び阿弥陀川地区の村道側溝の補修工事費であります。

その下の2目除雪費の11節需用費117万6,000円につきましては、除雪ドーザのタイヤの購入費でございます。

同じく下段、8款3項1目7節賃金、次のページ、12ページの上段ですけれども、11節需用費、14節使用料及び賃借料につきましても緊急雇用対策事業関係の予算の組み替えであります。

その下の8款4項1目11節の需用費15万円は宮本団地の住宅の修繕料でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 次に教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 12ページお開き願います。10款教育費2項小学校費1目学校管理費、需用費の修繕料です。48万円計上しております。そのうちの8万円はパソコン室のエアコンの修理費です。それから、あと40万は地下のピット、点検溝なんですけれども、そこに水がたまって前回6月で放流したんですけれども、今後また水がたまった場合自動的に放水するために地下にポンプ、放流ポンプ2台設置して対応していきたいと、その修理費でございます。40万です。

その下、18備品購入費、牛乳用の冷蔵庫、小学校に設置してあるんですが、現在のものは14年前のもので7月にエラーがあって今調整しながら使ってる状態です。それで新規に46万2,000円の冷蔵庫を購入するというものです。

その下、10款3項中学校費の学校管理費、ここも修繕料です。地下ピット内の排水管清掃及び排水ポンプの交換12万ということになっております。

13ページお開き願います。10款教育費5項社会教育費、ふるさと総合センター管理費です。ここも修繕料に14万4,000円、これは消防設備の誘導灯修理5万8,800円、それから地下室の排水管修理及び地下ピットの内部の排水処理8万5,000円というふうになっております。

その下、工事請負費、ふるさと総合センターのボイラーまわりの補修工事、ファンとか安全弁とか配管を含めて29万、思っております。

その下、10款教育費 6 項保健体育費、スポーツガーデン管理費です。ここも消耗品に 5 万円、これは野球場のトラクターの前輪の交換、タイヤが減ってしまってるのでタイヤ代です。

それから、その下、15 工事請負費、藤棚解体撤去工事、これは腐食によるもので危険であるということで撤去するというものです。19 万 9,000 円です。

その下、3 目のトレーニングセンター管理費、11 節需用費の修繕料、これは消防設備の誘導灯の修理 1 基分 6 万円です。

その下、工事請負費、トレーニングセンターボイラー廻り補修工事費、主に煤煙濃度計の交換というのが入ってます。それで 43 万円。同じくトレーニングセンターの床下の排水工事、換気口もついてるんですが、腐って何もついてない状態になってますので、換気口を取りつける。3 ヶ所取りつける。それで 16 万です。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。3 番木村 修君。

○3 番（木村 修君） 9 ページお願いします。4 款衛生費の粗大ごみの回収事業、地域としていつごろ実施するのか伺います。

○議長（久慈隆一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 予定では 10 月 1 日から 11 月 30 日までの 2 カ月間を予定しております。

○議長（久慈隆一君） 3 番木村 修君。

○3 番（木村 修君） 前回、数年前に行ったときは、この収集の方法を各自治会に依頼して、各自治会が 1 ヶ所にたしか集めて、それを業者の方、各自治会の人が運んだように記憶していますが、今回実施する態勢はどのような態勢で行うのか伺います。

○議長（久慈隆一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） この流れ、事業の流れですけれども、まず粗大ごみを出す住民と村で許可している一般廃棄物収集運搬業者との間で、まず両者の都合のよい回収日時を決め、住民の家まで取りに来てもらいます。それから、この中で特定リサイクル家電もありますので、この特定リサイクル家電はリサイクル料金の納入済みのものだけを取り扱います。このリサイクル料は蓬田の郵便局でも納入することができます。運搬業者には、いわゆる取扱量に応じて運賃を支払います。それから、この取扱量は住民、運搬業者、それから搬入先の蟹田地区最終処分場から確認を取ります。で、この詳しいことについては、近々住民に毎戸配布の説明書きを配布する予定です。運賃につ

いては、業者に支払う運賃は一般廃棄物関係165万円を見ておりますけれども、これはキロ30円を見込んでおります。それから、特定リサイクル家電の物によってさまざまな値段がありますけれども、平均5,000円ぐらいというふうなことで算定しております。以上です。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。1番久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 10ページをお開きください。4款衛生費でございます。9目のふれあいセンター費の中で、説明の中で877万7,000円のこの内訳が燃料の高騰の分が300数万、そして運営費っていう中で500数十万計上しておりますが、役員の報酬とかそういう明細が全然我々の手元にない中で、やはり運営費を500数万助成というのはいかななものかなと、こう思うんですが、その辺のところお聞きしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） ふれあいセンター事務局長。

○ふれあいセンター事務局長（芳賀 作君） 運営費の516万の中の内訳になりますけれども、役員の報酬というのは現在支払われておりません。運営費というのは、やっぱり当初見込んだ集客数の減少に伴うものとして考えております。ある程度当初計画で見込んだ収入がある程度確保されなかったということにより運営する費用が足りなくなったというような形になっております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） わかりました。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 10ページの農林水産業費のところでお聞きいたします。経営体育成対策事業費補助金とあるわけですが、今、課長の説明ではトラクターの購入費の補助ということで、実際この制度を使ったと思われる方知っておりますけれども、実際一般に農家に対してこういう制度があるということが周知されていたのか、この辺ちょっとお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） うちの方から一般の方には周知はしておりません。周知してるのは農業委員の方には一応資料としては出してございましたけれども、うちの方は出してないというのはですね、東北農政局の方から認定農業者でないこの事業に該当しませんので認定農業者の方たちにパンフレット等が送付されてございます。去年までは、ことしは確認取っていませんけれども、ということでございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 今の説明ではだれでもいいというわけではなくて、認定農業者以外はこの補助対象にならないということですか。

それから、もう一点はこういう制度があるのをほとんどの農家は知らないわけで、話を聞けば助成金で半額の助成金で購入したと説明されているので、何か知らない人にとっては不公平感を感じてるわけで、そういう村の公金も出すということになれば、やはりもうちょっと全員に説明するべきではないかと思うわけですね。その辺の対策というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 先ほど申し上げましたけれども、認定農業者でないこの事業は該当いたしません。それと、議員おっしゃった後段の方の半額という話もありましたけれども、半額ではございません。事業費のですね、事業費の、いわゆる取得価格のですね、7割を融資、これ融資受けないと該当にならないわけです。それで例えば1,000万の、取得価格が1,000万だとすると700万を融資受けるわけです。あとの3割は自己負担という形になりまして、この自己負担分を助成すると。これ村で助成するのではありません。県の方から、この予算書に載っているとおりですね、県の方の10分の10のあれになってます。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。3番木村 修君。

○3番（木村 修君） 11ページお願いします。2目の除排雪費、機械センターの敷地の借上料が1万円補正されてますけれども、当初予算で6万円見て、今まで決算でも6万円、1万円値上げしたのか伺います。

それから10ページの、その前のページの加工用の施設用地の賃借料1万円、今補正で見えますけれども、この場所は機械センターの隣にあるところを指しているのか、その2点伺います。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 機械センターの敷地料1万円補正しておりますけれども、これは本人からの強い要望がございまして、今回村長と協議をいたしまして1万円上げることといたしました。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） それともう一つ。産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 6款の、今建設課長答弁したとおりですね、6款の7目

のところちょっと見ていただければ、10ページお願いします。ここも今建設課長説明したとおりですね、加工施設用地の賃借料の1万円計上してございますけれども、これも同じ内容でございますので、何分ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） この加工施設用地の賃借料ですね、これは22年度、ことしの予算で8万円、この機械センターの敷地借上料とは別に8万円、機械センターは6万円当初予算で見えています。これ同じ場所なんですか。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 私の答弁のまずさもございましてですね、ご理解いただけなかったようですが、それで、地主の方から安いということで1万円計上したわけです。それで場所については同じ場所でございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） ということは、農林水産業品の加工施設として8万円当初予算で見えて、そしてもう一つ機械センターの方で借上料として6万円当初予算で見えて、今1万円ずつ双方上げれば同じ敷地が14万プラス2で16万円ということになるわけですが、敷地の賃借料が16万円になったと、なるということで理解してよろしいですか。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） そうです。そういうことでよろしい、了解していただければ、その額になります。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

○議長（久慈隆一君） 日程第10、議案第42号平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計補

正予算（第3号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

- 住民課長（青木昭信君） 議案第42号、平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をご説明いたします。6ページをお開きください。一番最後のページでございます。

歳出です。上段、1款1項1目13委託料、次期共同電算化システム改修業務委託料として147万円を計上させていただきました。これは、現在レセプトは紙レセプトですが、レセプト請求について国では平成23年度から原則としてオンライン請求することになっております。これに伴ってですね、国保連合会のシステムもこれまでの紙レセプトから電子レセプト運用に移行するため、これに対応するための委託料でございます。以上でございます。

- 議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

- 議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）案

- 議長（久慈隆一君） 日程第11、議案第43号平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

- 住民課長（青木昭信君） 議案第43号、平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をご説明いたします。1番最後のページをお開きください。

歳出でございます。上段、1款1項1目13委託料、後期高齢者特定健康診査委託料12万6,000円、後期高齢者健康診査データ管理委託料5,000円、トータルで13万1,000円を計上しております。これは当初見込んだ人数よりも受診者がふえたため、今回補正するものでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第44号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算
（第2号）案

○議長（久慈隆一君） 日程第12、議案第44号平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（青木昭信君） 議案第44号、平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。最後のページをお開きください。

歳出でございます。下段、7款1項2目23節償還金利子及び割引料484万8,000円を計上させていただきました。これは過年度分の精算による返還分でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第45号 平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）案

○議長（久慈隆一君） 日程第13、議案第45号平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計補

正予算（第1号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第45号、平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の補正内容についてご説明いたします。最後のページ、6ページお開きください。

歳出として、1目一般管理費11節需用費の消耗品として2万1,000円計上してございます。これにつきましては現在販売するために残っております7区画の区画面積、それから販売金額等書いた看板がですね、消えてしまっておりますので、消えないようなシートに取りかえるための経費でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議案第5号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書案

○議長（久慈隆一君） 日程第14、発議案第5号米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書案を議題といたします。提出者の坂本 豊君より説明を求めます。

○7番（坂本 豊君） 発議案第5号、米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書案についてご説明を申し上げます。

昨年、わずかな米の過剰ではじまった需給のゆがみが、政府が適切な対策をとらなかったために雪だるま式に広がり、米価は9カ月連続で下落し、ついに6月の相対取引価格は史上最低まで落ち込んでいます。

この間、政府の需要予測の狂いもあり、6月末在庫は316万トンにもふくれ上がる一方、豊作が予想される今年の作柄とも相まって、「米過剰」は一層、深刻化しようとしています。

超早場米の出荷がはじまりましたが、宮崎県のコシヒカリの生産者概算金は前年より2,000円も低い1万円となり、それに続く早場米地帯の概算金も千葉県、大分県などで

1万円と報じられるなど、深刻な事態になっています。

市中相場は新米で1万2,500円程度といわれ、売れ残っている09年産米は、さらにそれそれ以下の価格にならざるを得ません。現状を放置すれば、米の需給の混乱も米価の下落もかつて経験したことの無い異常事態になることは必至と思われま

す。この数年来、生産費を下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、さらなる米価の下落は、日本農業の大黒柱である稲作の存続を危うくし、国民への主食の安定供給を困難にするものと考えます。

私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産であるにもかかわらず、過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。

以上の趣旨から次の事項について実現を図ることを求めます。

- 1 年産にかかわらず40万トン程度の買い入れを緊急に行うこと。
- 2 米価の下落対策を直ちに講ずること。

以上、何とぞ慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げて説明を終わらせていただきます。

○議長（久慈隆一君） 質疑を省略し、これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより、発議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書案

○議長（久慈隆一君） 日程第15、発議案第6号免税軽油制度の継続を求める意見書案を議題とします。提出者の坂本 豊君より説明を求めます。

○7番（坂本 豊君） 発議案第6号、免税軽油制度の継続を求める意見書案についてご説明申し上げます。

これまで農業の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは2012年（平成24年）3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油取引税（1リットルあたり32円10銭）を免税するという制度で、農業用機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用期間など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、いまでさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

よって、次の事項について実現を図ることを求めます。

1 免税軽油の制度を継続していただくこと。

以上、何とぞ慎重審議の上、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長（久慈隆一君） 質疑を省略し、これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより、発議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第16 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（久慈隆一君） 日程第16、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題とします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久慈隆一君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定しました。

以上をもって本定例会に付議された議案の審議はすべて終了しました。

閉会するに当たり、村長よりあいさつをお願いします。村長。

○村長（古川正隆君） 本定例会の閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました全議案について可決していただきまして、まことにありがとうございました。今後とも各議員の皆様方には何とぞご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げまして閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） これをもちまして、平成22年第3回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時28分 閉会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員